

高 第 1016 号の 4  
令和 3 年 5 月 11 日

高齢者福祉施設長  
各 様  
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

### 緊急事態宣言の期間の延長及び支援の周知等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条の規定に基づき、5 月 11 日までを期間とする緊急事態宣言が発令されていましたが、今般、本宣言の期間が 5 月 31 日まで延長されました。

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の社会福祉施設関係部分の記載) について、今般の延長に伴う取扱いの変更はありませんので、引き続き、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

現在、介護サービスの利用者に感染者が発生した場合にも、継続入所や自宅待機を余儀なくされるケースが生じています。こうした場合に介護サービスを継続する施設等への支援について、改めて下記のとおり周知させていただきますので、状況に応じた積極的な活用をお願いいたします。

### 記

#### 1 感染者が発生した場合の初動体制確保支援の活用について

新型コロナウイルスの施設内での感染拡大を防止するためには、感染者（感染疑いの方や濃厚接触者を含みます。）が発生した場合の初動が重要です。

このため、本県では、施設内で感染者が発生した場合に、①県看護協会との連携により、施設等の依頼を受けて感染管理認定看護師等を派遣し、初動体制構築の指導等を行う事業や、②感染症対策の専門家の派遣による感染拡大防止の指導等を行う事業を実施していますので、健康福祉事務所（保健所）とも御相談いただきながら、まずは早い段階での本事業の積極的な活用をお願いいたします。

また、県看護協会では、事業所等での感染症対策について、不安や疑問点に対応する相談窓口を設置しています。感染管理認定看護師等の派遣後に新たな疑問や困りごとが生じた場合などを含め、気軽に問い合わせができる窓口となっていますので、積極的な活用をお願いいたします。

※相談窓口：090-1029-1741【専用番号】月・水・金（祝日・年末年始除く）の 13:00-16:00

## 2 感染者が継続入所、自宅待機となる場合の支援について

### (1) 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援

新型コロナウイルスの感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合に当該感染者に対して訪問サービスを提供する事業所等に協力金を支給しています。

※協力金：訪問介護 3.8 万円/日、訪問看護 5.2 万円/日、居宅介護支援 4.3 万円/日

※詳細は**別添 1**概要及びイメージ図を参照ください。別途、医療が必要な場合の往診医師への支援事業**別紙 1**も実施しています。相互連携等が必要な場合もあり得ますので、併せて御承知おきください。

### (2) 感染者が施設等に継続入所となる場合の支援

感染した入所者が継続入所となり、こうした入所者に対して適切な健康管理体制の確保を行う施設等（※）に対して必要な経費を支援します。

※支援単価：感染した入所者 1 名あたり 25 万円を上限

※活用が想定されるケースの事例イメージ

(例) 介護老人保健施設が系列の病院等から医師や看護師の応援を得るために必要な費用への支援

(例) 特別養護老人ホームが現在の配置医以外の医師に対しても健康管理を依頼する場合に生じる必要な費用への支援

(例) 感染者の健康管理のため、特別養護老人ホームが嘱託契約を締結している医師に対して、往診の頻度を高める依頼や、現在の契約で想定していない医療の提供を依頼する場合に必要な費用への支援

※詳細は**別添 2**概要を参照ください。医療が必要な場合の往診医師への支援事業は、施設類型等により支援の対象外となる場合がありますので、医師等の確保については、本支援も有効に活用いただきますようお願いいたします。

## 3 感染予防に関する動画について

県看護協会との連携の下、昨年 12 月末に作成・周知させていただいていた基本的な感染予防に関する知識や衛生資材の使い方等に関する動画について、内容を更新した上で、県内全介護保険施設に DVD を配布させていただくとともに、県 HP (URL: <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html>) に掲載させていただきましたので、施設・事業所における感染防止対策に御活用いただきますようお願いいたします。

## (参考) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

### 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

#### 4 社会福祉施設

##### (1) 高齢者施設、障害者施設等

###### ①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

###### ②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策を徹底を要請する。

###### ③施設への支援

- 退院の際の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
  - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等  
感染者1人あたり25万円
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合には、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いづれも場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
  - ・1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染症患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。

高齢政策課介護基盤整備班

電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974

e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

# 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援について

New

## 【事業の概要】

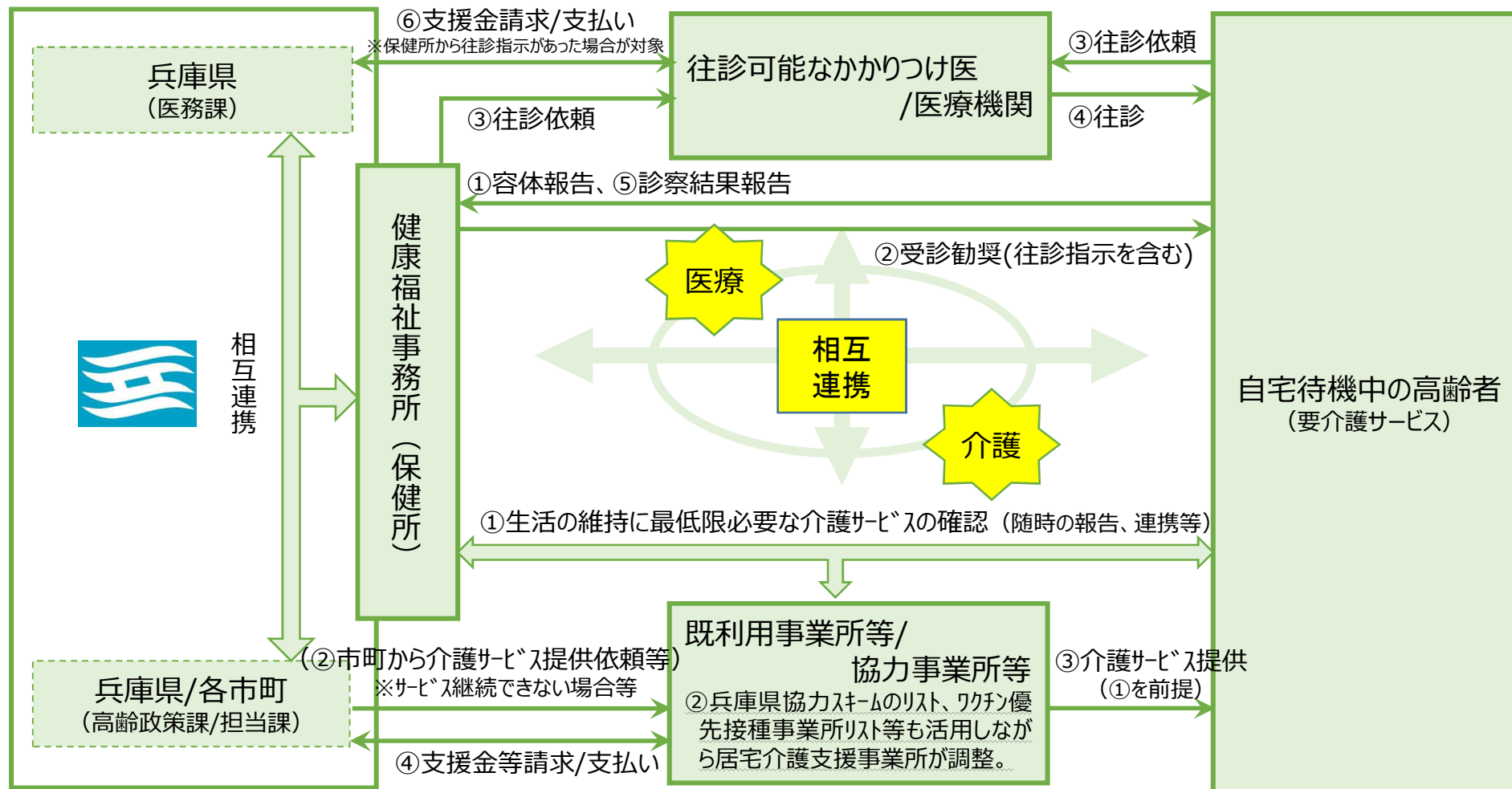
- 高齢者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、入院又は宿泊施設での療養が原則となっていますが、病床がひっ迫している場合には、やむを得ず自宅待機となる場合があります。このような場合で高齢者が介護サービスを必要とする場合には、保健所の指示等に基づきながら、かかりつけ医、介護サービス事業所等の協力等を得ながら対応いただくことが想定されます。
- こうした状況に対応し、必要な介護サービスを確保するため、主に以下の①及び②により、感染した在宅の高齢者に介護サービスを提供する事業所等への協力金等の支給を行っています。【活用のためのフロー：別紙】
  - ① 既に介護サービスを利用している高齢者に対して、既利用事業所等が介護サービスを継続する場合や他の事業所等が代替サービスを実施する場合の事業所等への協力金の支給
  - ② 介護サービスを利用していない高齢者がサービスを必要とする状況となった場合に、市町で保健職や介護職等を確保し、必要なサービスを提供する場合の活動費の支給

項目	内容
対象事業所等 (介護)	訪問系サービス事業所等 ※訪問系サービス：訪問看護事業所、訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援事業所
支援条件	・①又は②によりR3.4.1以降に在宅の高齢者（感染者）に対して介護サービス等を提供した対象事業所等 (注：R2年度発生分は申請締め切り済みです。年度末発生の場合等は個別に御相談ください。)
支援単価	・訪問介護 3.8万円 訪問看護 5.2万円 居宅介護支援 4.3万円 (注：いずれも1日当たり単価。単価は①、②共通。①は介護報酬を別途請求が可能です。)
予算額	・3,400万円（R3予算分）
相談先	・兵庫県高齢政策課介護基盤整備班（連絡先）078-341-7711（内線）3107 (注：市町により取扱いが異なる場合がありますので、まずは市町の担当に御相談ください。)

## 【別紙】 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合の支援イメージ

- 感染者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合にサービスを確保できるよう事業所等を支援しています。
- 介護サービスの提供について、市町から協力をお願いする場合がありますので、本支援の活用等も踏まえ、自宅待機している高齢者をチームで支える取組に御協力をいただきますようお願いいたします。

※ 本資料では医療（往診）と介護双方のフローを1つにまとめています。介護についてはイメージの下の①から④までを参照ください。



## 新型コロナウイルス感染症自宅療養者等に対する往診支援 実施概要

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅療養等を行っている患者に対し、往診を行う医療機関を支援することにより、県健康福祉事務所または市保健所（以下、「保健所等」という）によるフォローアップ体制の強化を図り、自宅療養者等が安心して療養できる環境を確保する。

## 2 実施内容

保健所等において往診が必要と判断された場合、自宅療養者等への往診を行った医療機関に対し、協力を支給する。

## (1) 事業の対象となる患者

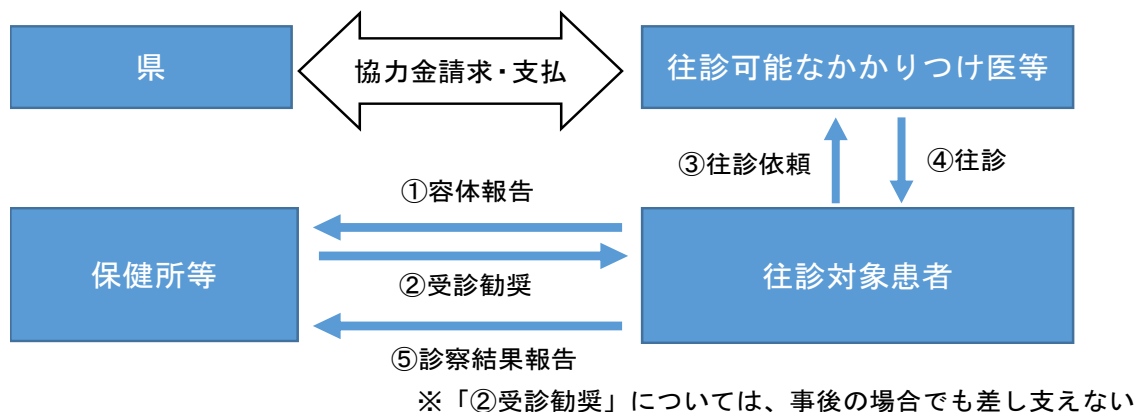
無症状・軽症等で自宅、宿泊療養施設、福祉施設（介護老人福祉施設、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設）等において待機・療養している者で、保健所等から受診勧奨のあった者

## (2) 支援内容

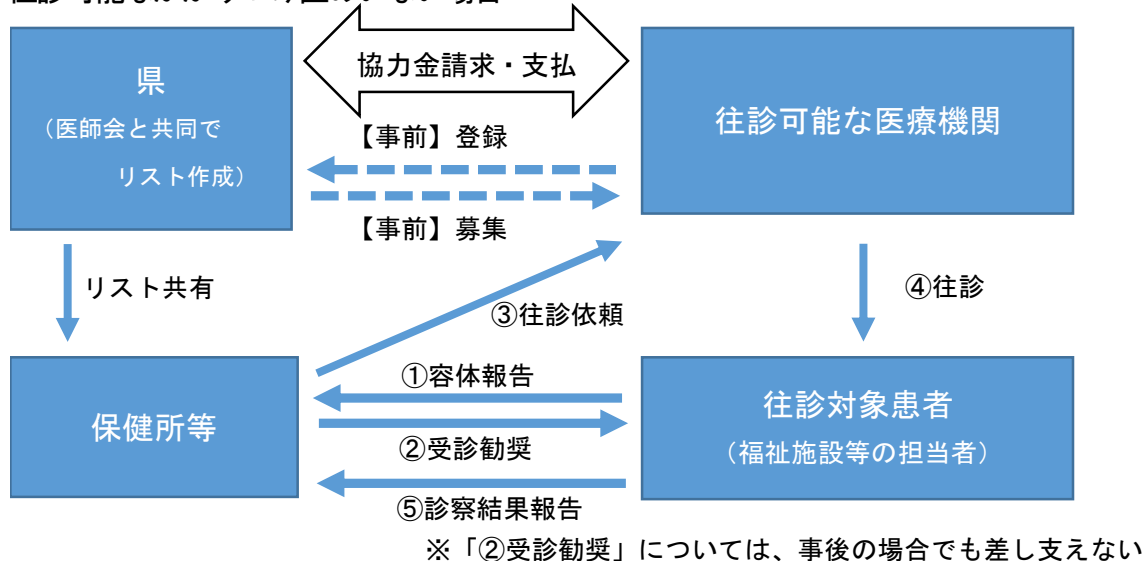
- ・ 支援額 1日あたり 50,000 円（電話再診、オンライン診療のみの場合は除く）
- ・ 支援期間 令和3年4月12日から9月30日

## 3 具体的な事務手続き

## (1) 往診可能なかかりつけ医のいる場合



## (2) 往診可能なかかりつけ医のいない場合



## 4 その他

- ・ 体調が悪化した場合は保健所等が連絡を受け、必要に応じ入院等の調整を行う
- ・ 保健所等は、往診結果について患者から健康観察等において報告を受けるとともに、必要に応じて医療機関等から診察時の状況等の情報提供を受ける
- ・ 県はワクチン接種実施機関に対して、往診医へのワクチン接種に配慮するよう要請するとともに、ワクチン未接種の場合には往診不可としてもかまわない

## 特別養護老人ホーム等における感染者発生時の健康管理支援事業について

### 【事業の概要】

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの高齢者施設等の入所者（高齢者）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、入院又は宿泊施設での療養が原則となっていますが、病床がひっ迫している場合には、やむを得ず当該施設等での療養（入所継続）となる場合があります。
- このような場合には、保健所の指示等に基づきながら、施設等の医師や嘱託医、協力医・協力医療機関の協力等を得ながら対応いただくことが想定されますが、ケースによっては、通常時の体制を超えて、感染した入所者の適切な健康管理体制の確保を行う必要が生じる場合があります。
- こうした状況に対応するため、感染した入所者の適切な健康管理体制の確保を行う施設等に対して、必要な経費を支援することとしています。

項目	内容
対象施設等 (介護)	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染した入所者の健康管理に必要な医師/看護師等確保のための費用</li> <li>・従事者宿泊費、防護具等の経費 等</li> </ul> <p><b>(注：「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」による支援の対象となる場合には当該事業による支援となります。個別の事情に応じて御相談ください。)</b></p>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.4.1以降に患者が発生した対象施設 (注：R2年度発生分は申請締め切り済みです。年度未発生の場合等は個別に御相談ください。)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に感染した入所者の入所継続を行った施設 (注：適切なゾーニング、健康管理職員の確保、患者の状態、入院調整の状況等を踏まえ県が必要と認めた施設です。)</li> </ul>
支援単価	・実際に発生した費用 (注：感染した入所者1人あたり25万円が上限となります。)
予算額	・6,300万円 (R3予算分)
相談先	・兵庫県高齢政策課介護基盤整備班 (連絡先) 078-341-7711 (内線) 2974